

～保健連絡協議会だより～

# 子どもたちが安心して 成長できる地域づくりをめざして

平成17年はわが国の総人口が、はじめて出生数が死亡数を下回り減少しました。総人口の減少は少子化の進行と一体と考えられます。少子化中で、最近児童虐待への対応が大きな課題となっております。本市では、昨年5月に関係機関、団体のネットワークからなる要保護児童対策協議会を設置し、児童の安全確保を第一に、虐待の予防、早期発見、早期対応につとめています。

## 児童虐待の分類

- ① 児童の身体に暴力を加える「身体的虐待」
- ② 保護者が児童の世話をしない「養育放棄」
- ③ 児童に性的行為を強要するなどの「性的虐待」
- ④ 児童の心を傷つけることを繰り返し言う、無視するなどの「心理的虐待」

## 県児童相談所が関った児童虐待の件数 (平成17年度)

- ① 身体的虐待 32件
- ② 養育放棄 32件

- ③ 性的虐待 5件
  - ④ 心理的虐待 16件
- 市内でも、身体的虐待、養育放棄など3件のケースが通告され、7回のケース会議を開催し見守りなどで対応しました。

児童虐待では発生予防が肝心です。そのためには、虐待をしないさせない環境を家庭をはじめ社会全体でつくる必要があります。虐待の原因には、経済的な問題も根底にあります。一般的には核家族化による育児不安といわれています。育児不安による育児ノイローゼが虐待につながります。核家族化の中では、子育て不安を解消する地域の助け合いや行政による子育て支援のしくみづくりが大切です。

## 地域に出向いての 支援事業として

- ① 定期的な乳児健診や育児相談
- ② 母子保健推進員による第一子訪問
- ③ 子育て広場や赤ちゃん広場開催

- ④ 子育てサポーターによるフリースペース開催
- ⑤ 母子保健推進員による子育てサロン開催

## 就労中の保護者の 子育て支援事業として

- ① 保育所における通常保育事業
- ② 保護者の急用に対応した一時保育事業
- ③ 保護者の就労により休日保育事業
- ④ 保育時間を延長して預かる延長保育事業
- ⑤ 0歳児を預かる乳児保育事業

⑥ 昼間保護者が家庭にいない低学年児童の居場所として放課後児童クラブ事業虐待の予防や早期対応には地域住民である皆様への協力が欠かせません。「虐待かな」と思った場合の通報(通報先 TEL 23-9235福祉課)や子育て中の保護者への暖かい見守りと声かけをよろしく願います。



担当 福田

